

要望の概要

要望先 文部科学大臣

要望者 津市長、津市いじめ自死事案遺族

要望日等 平成28年2月17日(水) 於文部科学省

1 要望の背景及び趣旨

- いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)の施行から2年半が経過。
- いまだに全国各地でいじめを受けたことにより命を絶つ子どもたちは後を絶たず、多くのいじめに苦しむ子どもたちがいるという現状。
- 法の今後の検討に際して、これまでの津市の意見・要望及び津市のいじめ自死事案の遺族からの要望等を考慮いただきたい。

2 要望内容について

(1) 未然防止(事前対応)

① 教育委員会や学校におけるいじめの認識について

⇒ 第1条 いじめの認識の低さ

第2条 いじめの定義が不明瞭なこと

第12条 地方のいじめ防止基本方針の義務化

第16条 定期的な調査(アンケート等)の結果を家庭や教育委員会へ情報提供すること

第21条 いじめの認識を高める啓発活動

第23条(1) 客観的にいじめ事案を判断すること

(2) いじめの疑い事案も教育委員会に報告すること

(3) いじめ問題が解消されたか被害者・保護者に確認すること

(6) 犯罪行為とならないいじめ事案の対応

第24条 学校がいじめ事案に対する教育委員会の支援

② 学校内でのいじめ事案の情報共有について

⇒ 第8条 学校がいじめ防止基本方針を教職員・児童生徒・保護者が理解を深めること

③ 学校いじめ防止基本方針について

⇒ 第7条 学校がいじめ防止基本方針の履行に対する教育委員会の評価

第8条 学校がいじめ防止基本方針を教職員・児童生徒・保護者が理解を深めること

第22条 学校がいじめ防止基本方針を組織的に推進すること

④ 専門職の人材不足、教員の多忙による対応不足について

⇒ 第9条 いじめに関する情報を被害・加害保護者へ提供すること

第10条 いじめ防止に係る教員配置の財政的な支援

第18条 専門職の人材不足

第19条 ネットいじめに関する教育活動

- ⑤ 国のいじめ防止、いじめ対応に係る情報の周知について
 - ⇒ 第 11 条 国のいじめ防止基本方針を周知徹底すること
 - 第 20 条 国のいじめ防止に係る調査研究を普及するための人材の派遣

(2) 対処（事後対応）

- ① 教育委員会や学校におけるいじめの認識について
 - ⇒ 第 28 条(1) いじめ事案発生後の重大事態の判断基準の明確化
- ② 学校のいじめ事案に対する調査の限界
 - (アンケート調査や聴き取りの信憑性（学校保身、生徒への説明（内申との関係））
 - ⇒ 第 23 条(5) 加害者への指導事項を被害者に情報提供すること
 - 第 28 条(1) 重大事態の調査の実施主体に地方公共団体の長を位置づけること
 - (2) いじめ事案調査の効果的な実施（事実解明・再発防止）
 - (3) いじめ事案の調査結果を被害者に情報提供すること
 - 第 30 条 再調査の範囲・再調査実施の判断基準

(3) いじめ対策担当教員

財政的支援と教員政策への反映

(4) 遺族の知る権利の確立

遺族に対する積極的な情報開示並びに事実解明及び検証過程への遺族の参加

(5) 調査機関設置に係るモデル案

3 参考

(1) いじめの認知件数 (件)

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	合計
平成 25 年度	118,748	55,248	11,039	768	185,803
平成 26 年度	122,721	52,969	11,404	963	188,057

(2) 法第 28 条第 1 項に規定する重大事態
平成 26 年度 450 件（前年度 179 件）

(3) 法第 12 条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定状況
都道府県の 97.9%（前年度 74.5%）、市町村の 63.0%（前年度 23.7%）が策定済み。
以上 平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における「いじめ」に関する調査結果について（文部科学省）

(4) 学生・生徒等※の自殺の状況（内閣府・警察庁資料より抜粋） (人)

	教師との人間関係	いじめ	その他学友との不和	合計
平成 24 年度	6	4	22	32
平成 25 年度	1	5	25	31
平成 26 年度	9	3	40	52

※ 未就学児童、小学生、中学生、高校生、大学生、専修学校生等